

第455回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和7年12月15日
13:30～17:45
- 2 開催場所：佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2
佐賀市駅前中央3丁目3番20号
- 3 出席者：

公益代表委員	5名
労働者代表委員	5名
使用者代表委員	5名
- 4 議題：(1) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について
(4回目)
- 5 議事要旨：(1) 前回までの審議内容を踏まえ、「一般機械器具製造業関係」「電気機械器具製造業関係」「陶磁器・同関連製品製造業」3業種の特定最低賃金について、改正の必要性審議を行った。
(2) 労働者側委員は、特賃はそれぞれの産業にふさわしい最賃を設定することにより公正競争を確保し、産業の健全な発展を促すものであり、また労働者の他県への流出を防止する観点からも「改正の必要性あり」と主張した。
(3) 使用者側委員は、地賃が急激に引き上げられている中で、中小・零細企業は地賃以上に賃上げ出来る経営環境ないことやグローバル化が進むなかで特賃の公正競争の意義が失われていることから「改正の必要性なし」と主張した。
(4) 公益委員が二者協議を実施し、意見の調整を図ったが、改定の必要性について、労使の主張の隔たりを埋めるに至らず、これ以上審議を重ねても意見の一致を見いだせない状況であった。
(5) 従って、審議会会长から労働局長あて「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」との答申が行われた。